

2016年6月20日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## OECD理事会がBEPS報告書 を取り入れたOECD移転価格 ガイドラインの改定を承認

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/taxalerts](http://www.ey.com/taxalerts)

### エグゼクティブ・サマリー

2016年5月23日、経済協力開発機構の理事会（OECD理事会）は2015年10月に公表された税源浸食と利益移転（BEPS）の行動8-10及び13のレポートに定めたガイダンスを、OECD移転価格ガイドライン（OECD移転価格ガイドライン）（移転価格推奨事項）に取り入れる勧告を採択する正式な手続きを取りました。

さらに、OECD理事会は、「移転価格に係る税源浸食と利益移転のための措置の推奨事項」（BEPS推奨事項）を採択しました。これはOECD加盟国及び非加盟国の両方が行動8-10及び13のレポートに定めたガイダンスに従うことを推奨するものです。

## 詳細

2015年10月5日、OECDは行動8-10の最終レポート(移転価格の結果と価値創造の整合性)<sup>1</sup>及び行動13の最終レポート(移転価格文書化及び国別報告書)<sup>2</sup>を公表しました。これらはOECD移転価格ガイドラインの合意された改訂という形を取りました。

OECD移転価格ガイドラインの2010年版は、OECDが公表した最新版となります<sup>3</sup>。行動8-10の最終レポートはこのガイドラインを改訂し、全9章のうち6つの章に変更が生じます。

新しいガイダンスは独立企業原則の適用(OECD移転価格ガイドライン第1章のセクションDの改訂)、ロケーションセービング、従業員集団、及び多国籍企業のグループの相乗効果を含む移転価格における比較可能性の要素(第1章の追加事項)、コモディティ取引の移転価格(第2章の追加事項)、並びに低付加価値グループ内役務提供(第7章の改訂)に取り入れられています。さらに、無形資産に関する第6章、及び費用分担契約に関する第8章の新しい章も取り入れられています。

行動13の最終レポートは文書化に関するOECD移転価格ガイドラインの新しい第5章を導入しています。

合意された改訂はOECD/G20BEPSプロジェクトに参加しているすべての国のコンセンサスを示しています。参加国は、OECD加盟国、アルゼンチン、ブラジル、中国、コロンビア、インド、インドネシア、ラトビア、ロシア、サウジアラビア及び南アフリカを含みます。

OECD理事会の移転価格勧告はBEPS行動8-10及び13の最終レポートを正式に採択し、OECD移転価格ガイドラインに改訂事項を取り入れました。

OECDは、事業再編に係る移転価格の側面に関する第9章を含め、OECD移転価格ガイドラインの他の章の整合性を取る改訂が正式に終了したら、OECD移転価格ガイドラインの改訂版を公表する予定です。これらの改訂は各章間の整合性を図るためのもので、内容に関する修正ではなく編集的なものになると思われます。

## おわりに

OECD/G20BEPSプロジェクトに参加している国々は、既にBEPS行動8-10及び13の最終レポートに合意していますが、OECD理事会の移転価格に関する推奨は2016年5月23日付で正式にOECD移転価格ガイドラインの改訂を採択しています。前述したように、これらの変更はOECD加盟国及び非加盟国の両方に影響を与えます。

OECD移転価格ガイドラインを国内の税制に取り入れるかどうか、取り入れるとしたらどのように取り入れるかについては国によってアプローチが異なるでしょう。例えば、国内の規則に承認されたOECD移転価格ガイドラインを明文化して参照する国もあるでしょう。

他の国では明確な参照を控えるかもしれません。加えて、新しいOECD移転価格ガイドラインを国内法に取り入れるためには何らかの行政又は他の措置が必要な国もあるかもしれません。OECD移転価格ガイドラインの改定は既存の移転価格原則を単に明確化したもので、実務においては、遡及的効果があり得るとする国もあるかもしれません。

多国籍企業(MNE)は事業を行う各国でこの規則改正の意味を理解し、分析する必要があります。例えば、MNEは世界中の事業、並びに現在の移転価格ポリシー及びアプローチについてOECD移転価格ガイドラインの改定事項をレビューすることが必要です。OECD加盟国及び非加盟国の税務当局は、国外関連者取引<sup>4</sup>に対して、改訂の概念を適用してますます監視を強化すると思われる。

## 巻末注

1. Japan Tax Alert 2015年11月19日号「OECD、BEPS行動8に基づく無形資産の移転価格に関する最終ガイダンスを発表」、Japan Tax Alert 2015年11月13日号「OECD、BEPS行動8-10における低付加価値グループ内役務提供の移転価格に関する新たな指針を公表」、Japan Tax Alert 2015年11月13日号「OECDが、BEPS行動計画8-10に基づく、リスク及び認識に関する移転価格の最終ガイダンスを公表」、Japan Tax Alert 2015年10月29日号「OECDが、BEPS行動計画8-10に基づく、クロスボーダーのコモディティ取引に関する新しいガイダンスを公表」をご参照ください。
2. Japan Tax Alert 2015年11月19日号「OECD、行動13に基づく移転価格文書化及び国別報告書に関する最終レポートを公表」をご参照ください。
3. OECD移転価格ガイドラインの2010年版の出版に続き、2013年5月16日にOECD理事会は「多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン」の第4章のセーフハーバーに関するセクションEの改定を承認しました。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	+81 3 3506 2637	ichiro.suto@jp.ey.com
佐藤 佳子	シニアマネージャー	+81 3 3506 2703	yoshiko.sato@jp.ey.com

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.  
Japan Tax SCORE 20160620

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)